保　管　依　頼　書

　　　年　　　月　　　日

　常総市長　殿

　下記買受財産について、買受代金納付後、引渡しを受けるまで、常総市に保管を依頼します。

なお、引渡しを受ける前に、下記買受財産が破損、紛失などの被害を受けても、常総市が一切責任を持たないことに同意します。

記

買受財産（売却区分番号）

第（　　　　　　　　　　）号

　　　　　　　　　　　　　　　　　整理番号

　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

※買受代金納付後に保管費用が必要な場合、その費用は買受人の負担となります。ご了承ください。